

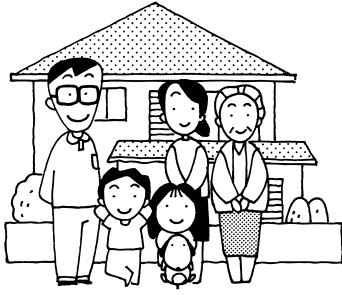
平成20年度から実施される 個人市県民税の主な改正内容

住宅借入金等 特別税額控除の創設

税源移譲に伴って、平成19年分以降の所得税の住宅借入金等特別控除に控除しきれない額が生じた場合は、平成20年度以降の市県民税から所得税で控除しきれない額を控除する制度が創設されました。

対象者

・平成11年1月1日から平成18年12月31日までに、住宅を新築または購入し、入居された方



減額を受けようとする年の申告期限（平成20年3月17日）までに必ず申告してください。

控除額

次の、の少ない方の額から、に掲げる金額を控除した額となります。

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額

税源移譲前（平成18年分）の税率で算出した前年分の所得税額

税源移譲後（平成19年分）の税率で算出した前年分の所得税額

住宅借入金等特別税額控除
申告書の配布

平成18年分の所得税で住宅借入金等特別控除を受けている方には1月中旬に送付しています。なお、税務課市民税係および各総合支所市民生活課の窓口にも設置しています。

市ホームページからもダウンロードできますので利用ください。

なお、所得税の確定申告をする方と、確定申告をしない方では申告書の様式が異なりますのでご注意ください。

申告書の提出先

所得税確定申告をする方：税務署
・しない方：市役所（源泉徴収票添付）

地震保険料控除の創設

損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設されました。

これに伴い、従来の損害保険料控除は廃止されますが、経過措置として平成18年12



月31日までに契約した長期損害保険（満期返戻金等のある）については、従来どおり上限10,000円の範囲で所得控除が適用されます。

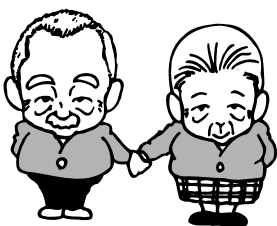
控除額の計算方法

保険の種類	支払保険料	地震保険料控除額
地震保険料	50,000円以下	支払保険料 × 1/2
	50,001円以上	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,001円以上15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円
	15,001円以上	10,000円
地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合	-	最高25,000円

老年人非課税措置の 廃止に伴う 経過措置の終了

65歳以上の方で、前年の合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が、平成18年度から廃止されました。

なお、経過措置として平成17年1月1日現在において65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方には、平成18年度は税額の3分の2が減額され、平成19年度は税額の3分の1が減額されていましたが、平成20年度からは全額課税となります。



税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置(平成20年度のみ)

平成19年中の所得金額が減少し、所得税がかからなくなる方の所得税と市県民税の負担の調整を行うため、平成19年度の個人市県民税を減額する措置が設けられます。

対象者

次のすべての要件に該当する方です。

- ・平成19年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税を除く)が所得税との人的控除額の差の合計額より多い方
- ・平成20年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税を含む)が所得税との人的控除額の差の合計額以下の方の人的控除額とは、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除および基礎控除の額です。

手続き

平成20年7月1日(火)から31日(木)までに、平成19年1月1日現在の住所地の市区町村へ申告書を提出してください。なお、詳細は後日お知らせします。

平成19年分の農業所得申告

平成19年分の農業所得は収支計算で申告してください。

農業所得以外に給与所得などの所得がある方は、各種所得を合算して市県民税の申告をする必要があります。

なお、自家消費だけの方など、収支計算の結果、農業所得が赤字となる方は、申告の必要はありませんが、他の所得

得給と・公的年金などと損益通算できる場合があります。

収支計算をする際の土地改良費について、賦課金が10アール当たり1万円以上の場合は、賦課金に含まれている永久資産相当分が必要経費として認められません。

なお、賦課金が1万円以上の土地改良区等については、

控除額を左表のとおり算出しましたので、収支計算をする際に、控除額を土地改良費の必要経費として計上してください。

なお、この表にない土地改良区等の賦課金は、10アール当たり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費として計上してください(城崎、

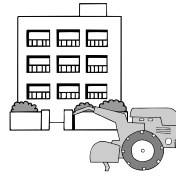
土地改良費控除額(10アール当たり)

地域	名称	控除額		
豊岡	辻土地改良区(名取)	32,049円		
	中佐土地改良区	一般分	15,834円	
		特別分	13,448円	
	中郷土地改良区	15,106円		
	中郷開田組合	9,976円		
	新田井堰土地改良区	ほ場(田)	14,855円	
		ほ場(畑)	12,130円	
	新田東部土地改良区	20,223円		
	福江土地改良区	福田工区	一般分	11,964円
			一般分	24,575円
	森津土地改良区	特別分	18,882円	
八幡土地改良区		34,870円		
日高	国府平野土地改良区	13,443円		
	田ノ口土地改良事業共同施行	11,606円		
出石	室見台土地改良区	12,400円		
	中川土地改良区	31,270円		
	出石北土地改良区	13,721円		
	見性寺土地改良総合整備事業	10,020円		
荒原土地改良区の一般会計分、新田井堰土地改良区の経常分(一般会計分)は、領収書等で確認し、別途経費に算入してください。また、福江土地改良区の福田工区一般分には、水利費2,720円が含まれています。				

竹野、但東地域には1万円以上の土地改良区はありません。また、支払額の分かる領収書等は必ず7年間保管してください。

減価償却費の計算方法

税制改正により、平成19年4月1日以降に取得した農業・営業・不動産所得等に関する減価償却資産については、耐用年数経過時点に「残存簿価1円」まで償却することができるようになります。



また、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産についても、償却可能限度額に達した翌年から「残存簿価1円」になるまで5年間の均等償却ができるようになります(平成20年分の申告から)。市ホームページで、農業所得の収支計算を手助けする「農業所得収支計算ソフト」を添付していますので利用ください。なお、減価償却費の計算に対応させるため再度ダウンロードをお願いします。